

公益財団法人福島県国際交流協会

第6期運営基本計画

(2021年度～2025年度)

2021年3月30日作成

目 次

I	策定の趣旨	1
1	はじめに	
2	当協会の役割	
II	社会情勢の現状と課題	2
1	国・県の施策の動向	
2	外国人住民の動向と、外国人住民が抱えている課題	
3	多文化共生の意識の再確認	
4	多文化共生に関わる主体の多様化	
III	当協会のこれまでの取組の成果と課題	5
1	基本方針 1 多文化共生による地域づくりを推進します。	
2	基本方針 2 多様な主体とともに国際交流・国際協力活動を推進します。	
3	基本方針 3 グローバル社会で活躍できる人材を育成します。	
4	基本方針 4 海外での風評の払拭に向けて、福島の実状を正確に伝えます。	
IV	事業の基本方針	11
1	目指すべき方向性	
2	基本方針	
	基本方針 1 より円滑なコミュニケーションを推進します。	
	基本方針 2 多文化共生の更なる意識の醸成と外国人住民の地域社会への参画を促進します。	
3	指標について	
V	経営計画	15
1	財源	
2	人員体制	
3	収支計画	
	事業体系図	17
	各図表	18

I 策定の趣旨

1 はじめに

公益財団法人福島県国際交流協会（以下、「当協会」という。）は、地域の課題や県民のニーズ、今後の社会的課題を見据え、当協会の果たすべき使命を明確にし、その実現に向けた運営の基本的方向性を明らかにするため、1994年に第1期運営基本計画を策定、それ以降原則5年毎に検証を行い、課題を整理し、計画を改訂しています。

2018年12月に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」（以下、「改正入管法」という。）が公布され、2019年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、外国人材政策において大きな転換点を迎えました。また、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、働き方やライフスタイルの大きな変化が生じており、人びとの意識や行動に短期間かつ劇的な変化を引き起こしています。

本県に目を移すと、外国人住民数は増加傾向にあり、2020年6月末に、15,411人（在留外国人数）に達しました。

このような大きな社会情勢の変化のなかで、当協会が進むべき今後の方向性を示すため第6期運営基本計画を策定するものとします。

計画期間は、これまでと同様に5年間とします。

なお、新たな計画作成にあたっては、外国人住民を取り巻く社会情勢の変化を見据え、以下のとおり当協会の役割をあらためて明確にして事業展開を行うことを軸に検討します。

2 当協会の役割

当協会は、1988年11月に、民間と行政が出捐して本県における国際化の推進を図るため、その中核的組織として設立されました。

定款第3条では、「県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することにより、世界の人々との友好親善と相互理解を深めるとともに、多文化を持つ県民がともに生きる活力ある地域及びより豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。」と定めています。

また、2013年に県は「ふくしま国際施策推進プラン」（以下、「県推進プラン」という。）において、当協会は、「蓄積された専門的なノウハウを活かし、県、市町村や市町村国際交流協会、民間団体、大学等との連携のもと、民間等のモデルとなるような事業を実施し、県全体の国際交流活動を推進していくことが期待されています。」としています。

これらのことから、県民の国際交流に関する幅広い活動において、当協会は以下の2つの役割を担うものと考えます。

- (1) 多様な主体（個人、団体・機関等）（以下、「各主体」という。）と連携した先進的な事業を実施すること。
- (2) 各主体が持つ情報・ノウハウ等を活かす機会を提供するとともに、各主体への情報提供、人材育成、相談対応やコーディネートにより積極的な連携・協働機能を果たしていくこと。

そして、近年、県民の国際交流に関する幅広い活動においては、外国人住民数の増加に伴って、世界の人びととの友好親善と相互理解に留まらず、多文化を持つ県民とともに生きる活力ある地域及び豊かな県民生活の実現、すなわち「多文化共生の地域づくり」が重要となっています。

当協会は、これまでの国際交流に加えて多文化共生の地域づくりにも取り組む県民の幅広い活動を促進していきます。

II 社会情勢の現状と課題

1 国・県の施策の動向

2018年12月に「改正入管法」が公布され、国として外国人の受入れと共生社会づくりに取り組むという大きな政策転換がありました。

2019年4月に出入国在留管理庁が設置され在留資格に14分野の「特定技能」を創設、さらに同年6月には文化庁が「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）を制定しました。

また、2016年に「本邦外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第58号）が公布され、外国人住民に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発活動等も重要視されています。

これらの動きを受けて、2020年9月には、総務省において「地域における多文化共生推進プラン」（以下、「国推進プラン」という。）が改訂され、地域の実情を踏まえて、各地方自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を行い、多文化共生施策を推進するよう促しています。

県においても、2013年に策定された「県推進プラン」の改訂が2021年度に予定されています。

これらの動きの背景には、外国人住民の増加・多国籍化、SDGsに象徴される多様性・包摂性のある社会実現への動き、デジタル化の進展、自然災害の激甚化等多文化共生施策を取り巻く社会情勢の大きな変化があります。

2 外国人住民の動向と、外国人住民が抱えている課題

(1) 在留外国人統計（2015年12月末と2020年6月末の比較）

本県において、外国人住民数（在留外国人数）は、この5年間で4,359人増加して15,411人となり、県人口に占める外国人住民数比率は、本県の人口減少も相まって0.57%から0.82%に増加しました。

市町村別の外国人住民数は、郡山市が3千人を超え、続いていわき市、福島市が2千人を超えました。その一方、檜枝岐村、昭和村等では一桁と大きな開きがあります。また、外国人住民数は市が上位を占めているものの、市町村別人口に占める外国人住民数比率で見ると、市では1%を超えるのは白河市のみとなっているのに対し、町村では46団体中12団体において1%を超えており、さらに、泉崎村や平田村では2%を超えています。【図表1】

国籍・地域数はこの5年間で12増えて96になり、多様化が進んでいます。国籍・地域別上位の「中国」（3,699人）と「ベトナム」（3,573人）を合わせると全体の約5割を占めます。その他「フィリピン」、「韓国」を合わせると7割以上となりますが、「ベトナム」の数は、5年前の759人から約5倍に増加しています。【図表2】

在留資格別では、上位の「技能実習」（4,801人）と「永住者」（4,360人）で全体の約6割を占めます。特にこの5年間で「技能実習」は2,733人増加しましたが、増加率では「技能・人文知識・国際業務」が267%と、最も高い伸びを示しています。【図表3】

年齢別では、「20～29歳」（5,619人）と「30～39歳」（3,116人）で全体の6割近くとなっています。特に「20～29歳」はこの5年間で2,503人増加しました。【図表4】

(2) 当協会「外国人住民のための相談窓口」統計（2015年度と2019年度の比較）

2019年度の相談件数は544件となり、5年前と比較して1.3倍に増加しました。出身国別内訳では、「中国」（317人）が6割近くを占め最も多く、次いで「日本」（155人）、「フィリピン」（31人）となっています。【図表5】

相談内容では、2019年度の「生活全般」（264件）が最も多く、次いで「労働」（60件）、「教育」（45件）、「交流」（44件）となっています。「生活全般」の主な内容は、行政・公共サービスや年金・健康保険・税金、携帯電話契約、家庭内トラブルに関する事、「労働」では、求職や起業、職場トラブルに関する事、「教育」では、子どもの学校への入学や学校生活に関する事、「交流」では、同国出身者コミュニティやボランティアの情報に関する事となっています。【図表6】

なお、相談内容の件数を5年前と比較すると、特に「生活全般」が143件、「労働」が45件、それぞれ増加しました。

(3) 福島県外国人住民に対するアンケート調査

2019年11月、福島県から委託を受け、20歳以上の外国籍住民を対象に無作為抽出により2,800人にアンケート調査を行い、571件の回答を得ました。

この調査によると、滞在年数では「1年以上5年未満」が全体の約3割を占め、「10年以上20年未満」と「20年以上」を合わせると約4割となっています。【図表7】

言語に関する調査項目「ニュースを聞いたり新聞を読んだりして理解できる言語」では、「日本語」が7割以上と「英語」の4割を超えました。【図表8】

行政への要望に関する調査項目「外国人住民も暮らしやすい福島県にするために県や市町村に『強く望む』こと」においては、「外国人住民の就職を支援する」や「外国語で医療を利用できるようにする」、「外国人住民が日本語を勉強する機会を増やす」の3項目が過半数を越えました。「外国語のパンフレットや情報を増やす」や「外国語の案内表示を増やす」はそれらより下位でした。【図表9】

日常生活に関する調査項目「日常生活で困っていることや不安に感じていること」では、「言葉が通じない」が最も多く全体の3割を超え、次に「物価が高い」、「原発事故・放射能」が続きました。【図表10】

なお、東日本大震災の経験に関する項目では、「福島県内で経験した」と「日本の他の都道府県で経験した」を合わせた人数と「経験していない」の人数は、同程度となりました。【図表11】

3 多文化共生の意識の再確認

外国人住民の増加に伴い、日常的に外国人住民と接する機会が増えています。外国人住民の文化的背景の違いや、言語の壁を越えて相互理解を深めることは、外国人住民との無用な誤解や軋轢を防ぐこととなります。

2006年の「国推進プラン」において、多文化共生の理念が提起され、これまでもその実現に取り組んできましたが、あらためて、意識の啓発と醸成に努めていく必要があります。

4 多文化共生に関わる主体の多様化

当協会に登録している母国紹介や同国出身者の支援を主な活動にしている外国人コミュニティは2020年9月現在、5年前と比較して4団体増加し、13団体とな

っています。また、当協会のサポーター登録者（262人）における外国出身サポーターは74人と、この5年間増加傾向にあります。【図表12-1、12-2、12-3】

外国人住民の中には日本語や日本の文化習慣を理解し、滞在経験が浅い同胞者の日常生活適応のサポートや、地域活動に積極的に関わりたい人たちが増えてきていると推測することができます。

また、外国人住民が日常生活を営む上で、行政、医療・福祉、教育、防災、労働など様々な機関との関わりが、複雑かつ広範囲にわたってきています。そのため当協会においては、従来の市町村、市町村国際交流協会、ボランティア日本語教室、外国人コミュニティ等に加え、この5年間に警察署、消防署、弁護士会、行政書士会、監理団体等と連携した事業を開始しています。

今後も多文化共生に関わる各主体は、外国人住民や外国人コミュニティも含め増えていくものと考えます。

Ⅲ 当協会のこれまでの取組の成果と課題

1 基本方針1 多文化共生による地域づくりを推進します。

互いの文化の違いなどを理解し対等な関係で尊重し合い、共に生きる地域社会の実現を目指し、また外国出身県民を含めた県民誰もが住みやすいと感じ、その能力を活かして地域社会の一員として活躍できる環境を整備するため、以下の事業に取り組んできました。

(1) 異文化理解及び国際交流の機会を提供する事業

グローバルコミュニティカフェの実施を通じて外国人住民と接する機会や、国際理解出張講座や広報紙 Gyro の発行を通じて、外国人住民も地域で共に生活していることを理解する機会を提供しました。しかし、全県民に事業への参加や広報紙を読む機会があるとは言い難く、まだ一部に限られているのが現状です。

今後は、より多くの県民に関心を持ってもらえるよう、事業の実施方法に工夫をするとともに、新たな広報媒体も活用しながら外国人住民との相互理解の機会を提供できるように取り組んでいく必要があります。

(2) 多言語による対応を推進する事業

多言語相談員に加え、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の通訳員の配置を行い、多言語で相談できる体制を整えました。

また、外国人労働者の増加に対応するため、統括員を配置し専門相談会の実施などにより体制の充実を図り、市町村等のみならず、外国人住民が立ち寄りそうな郵便局、交番・駐在所、運転免許センター等にリーフレットを配布し、外国人住民への周知を図りました。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、県等関係機関との連携を密にして、多言語で情報を発信し、外国人住民が正確な情報を入手できるようにしました。

このように多言語による相談体制の強化は図れたものの、外国人住民に確実に情報が届いているかどうか不透明な部分もあり今後も継続して周知に努めながら、利用しやすい相談体制を充実させていく必要があります。

(3) 日本語によるコミュニケーションを支援する事業

この5年間で新たに5か所の日本語教室の開設を支援し、外国人住民の日本語学習機会の拡充に努めてきました。【図表 13】しかし、その数は20市町村34か所と設置率は未だ3割程度にとどまっております、県内全域においてどこでも日本語が学べる環境があるとは言い難い状況です。県土が広い本県においては、身近な環境で学習が可能な機会が提供できるように、関係機関と連携しながらさらに多くの日本語教室の開設を考えていく必要があります。

一方、日本語教育に関心のある人はもとより、市町村職員や外国人住民が働く企業の従業員等を対象に、オンラインで「日本語の教え方基礎講座」を実施した結果、日本語学習支援の新たな担い手のすそ野拡大を図ることができました。

また、「やさしい日本語」のパンフレット作成や市町村職員等への研修会を通じて、外国人住民＝外国語で話さなければならないという意識の解消にも努めてきました。外国人住民とのコミュニケーション手段のひとつであるやさしい日本語は、県民にとって新たに外国語を学ぶよりもハードルが低く、また、より多様な母国語をもつ外国人住民が理解しやすい言葉として汎用性が高いため、より一層普及していくことが必要です。

(4) 多文化共生による地域づくりを担う人材を育成・活用する事業

本県の多文化共生による地域づくりを県民レベルで担うサポーター（以下、「人材バンク・ボランティア」をさす。）については、当協会の各事業のなかで積極的に勧誘し、当協会のサポーターとして登録してもらうとともに、登録者に対しては研修会を通じて、スキル向上とモチベーション維持の機会を提供することができました。

さらに、外国人住民の登録者に国際理解講座の講師として活動してもらうことは県民の国際理解の醸成の一翼を担うことに繋がったものと考えています。しかし、

自らの言語や価値観などを地域づくりに活かせる可能性を有する機会が得られる外国人住民は、サポーター登録・紹介制度のみでは一部に限られることから、今後は、県内の様々な地域において、活動している外国人住民を発掘し活動の場が広がるようにしていく必要があります。

(5) 外国出身の子どもの学校生活への早期適応を支援する事業

外国の子ども担当職員を配置し、学校への編入学間もない外国人児童生徒に対するサポーターを紹介（派遣）し、学校生活への早期適応を支援するとともに、学校関係者に対して外国人児童生徒の受入に対するアドバイス等を行ってきました。

学校現場においては、毎年度外国籍児童生徒の編入学があるとは限らないことからそのノウハウの蓄積が難しいため、教育現場において支援体制が整備されるまでの間、当面は、当協会に専門性の高い職員を配置し、そのサポートを継続していく必要があります。

(6) 外国出身県民の災害対応を支援する事業及び外国出身者コミュニティの活動を支援する事業

外国人コミュニティ等と連携してゴミの出し方や防災、救急法などの講座を実施し、地域社会で安全で安心して生活するための学習の機会を提供することを通じて外国人コミュニティとの信頼関係の構築を目指しました。

災害時においては、外国人コミュニティは有効な情報収集発信の拠点となることが期待されている中、今後もさらにその把握に努め、連携を深めていく必要があります。

【数値目標】外国出身のサポーターの延べ活動人数

(単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)
目標数	60	75	90	105	120
実績 (達成率)	49 (81.7%)	50 (66.7%)	31 (34.4%)	49 (46.7%)	(5) (4.2%)

この指標は、外国人住民に地域で活躍できる機会をどの程度提供できたのかを把握するために設定しました。公民館や行政など様々な団体から講師や通訳翻訳の依頼に応じた紹介件数や当協会主催事業での活動件数です。

達成率は目標を下回っていますが、当協会からの紹介を契機に、その後各団体がサポーターに直接依頼するようになっていたり、市町村国際交流協会等各関係団体で外国人材とのネットワークが拡充されてきたことなどが、その要因と考えています。

2 基本方針2 多様な主体とともに国際交流・国際協力活動を推進します。

県、市町村、公益法人、NPO 等様々な主体と緊密に情報共有を図りながらネットワークの構築を進めるとともに、連携・協働して、国際交流・国際協力活動に取り組みました。

(1) 多様な主体が行う国際交流・国際協力活動を支援する事業

多様な主体への助成金交付や情報発信、相談などを通じて活動を支援しました。助成金交付については、助成団体も多数ある中で、より活用しやすい助成金制度の設計が求められています。また、情報発信においては、情報の受け手の実態に合った多様な情報媒体の各種機能を活用して、広域的に、またはピンポイントに情報発信をしていく必要があります。

(2) 多様な主体との多角的なネットワークを構築する事業

日本語教室、市町村国際交流協会、外国の子ども支援関係者等の主体別会議では、各団体相互のネットワークが図れるよう努めてきました。

また各地域における国際交流フェスティバル等への積極的な出展により、新たなネットワークの構築に繋げ、さらに、新たな関係団体との連携により、お互いの資源を活用するなど事業の効率化を図りました。

外国人住民が抱える課題は生活全般に及ぶため、それらに関係する主体も増加し、多様になっています。今後、さらに多様な各主体間との情報共有や連携・協働が重要となり、それらをコーディネートしていくことが必要となってくるものと考えます。

【数値目標】 多様な主体からの国際交流・国際協力活動に関わる相談件数

(単位：件)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)
目標数	200	225	250	275	300
実績 (達成率)	223 (111.5%)	272 (120.1%)	184 (73.6%)	120 (43.6%)	(30) (10%)

この指標は当協会が蓄積している知見やネットワークが、単なる情報提供に留まらず、どの程度寄与したかということ判断するために設定しました。数値は、当協会に寄せられた国際交流・国際協力活動に係る情報提供や企画相談など様々な問合せ件数です。

2016年と2017年は目標を達成し、その後は減少に転じていますが、その要因は、2018年度からは企画相談のみを計上するようにしたことによるものです。

3 基本方針3 グローバル社会で活躍できる人材を育成します。

次世代を担う若い世代や人材育成を行う指導者等を対象に、幅広い知識や能力を習得する機会を提供して、グローバル社会で活躍する国際性豊かな人材を育成するため、以下の事業を実施してきました。

(1) 次世代を担う人材を育成する事業

グローバルセミナーや学校での国際理解講座を通じて、国際理解の醸成の機会を提供してきました。

また、大学生などに海外研修費に対する助成金を交付することで、海外経験の機会を提供し国際理解の醸成に繋げました。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止せざるをえない状況になりました。

次世代を担う若い世代が国際理解を深めることは大変重要であることから、様々な観点から当該事業の充実を検討する必要があります。

(2) 県内のグローバル化を先導する人材を育成する事業

グローバル人材育成指導者研修会を通じて、学校関係者やNGOスタッフ等に対しスキルを向上させる機会を提供することができました。

一方で、参加者募集をする中で「グローバル人材＝英語能力を持つ人材」と捉え

られていると感じるところがあり、新たなアプローチを検討していく必要があります。

【数値目標】 県内のグローバル化を先導する人材の累積育成数

(単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
目標数	30	60	90	120	150
実績 (達成率)	41 (136.7%)	65 (108.3%)	124 (137.8%)	165 (137.5%)	165 (110.0%)

この指標はグローバル人材の育成者を拡充し、県内全域での国際理解教育の充実がどの程度図れたかについて評価するために設定しました。この数値は、グローバル人材育成指導者研修会参加者数の年累計数です。2019年度にその目標値が達成されました。

4 基本方針4 海外での風評の払拭に向けて、福島の現状を正確に伝えます。

特に、海外で根強い風評を払拭するため、あらゆる機会をとらえて正確な情報を継続して発信するとともに、海外からの視察等を積極的に受け入れるために事業を実施してきました。

(1) 海外での風評払拭に向けて本県の現状を多言語で発信する事業

福島復興の様子をホームページやSNS、紙媒体を使って多言語で発信するとともに、復興に関わる人、団体を積極的に取り上げて、風評払拭に努めてきました。

しかし、震災から10年が経過し、震災の風化も否めない現状でもあります。今後も、様々な媒体を活用して多様な発信方法や新たな内容で、継続的かつ効果的に情報を発信し続けることが重要です。

(2) 海外からの視察に対応する事業

多様な団体で海外からの視察受入事業を担っている中で当協会は通訳翻訳業務を通じてその一翼を担ってきました。

今後とも、当協会が持つ人的ネットワークを活かして協力していきます。

【数値目標】 風評払拭に向けた多言語による情報発信回数

(単位:回)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)
目標数	600	600	600	600	600
実績 (達成率)	369 (61.5%)	576 (96.0%)	620 (103.3%)	550 (91.7%)	(600) (100.0%)

この指標は海外での風評払拭に向けて正確な情報を継続して発信できたかどうかについて評価するために設定しました。数値は、ホームページやSNSによる多言語での情報発信の回数です。2017年度以降は、ほぼ目標値が達成されました。

IV 事業の基本方針

1 目指すべき方向性

外国人住民の安全・安心な暮らしが確保され、地域づくりの担い手として個々の能力が活かせる地域社会を目指します。

大きく変化する社会情勢、外国人住民の多様化、さらに当協会の5年間の取組みの成果と課題を踏まえると、今後、重要となる視点は、国際交流を目的ではなく手段として捉え、事業を深化させていくことです。すなわち、外国人住民との国際交流を通じて相互理解を図り、多文化共生社会の実現を目指すことです。

そのためには、文化的背景や多様な価値観の違いを乗り越えて、多文化共生社会の実現に向け、外国人住民に地域づくりを担うパートナーとして参画してもらうことが必要です。

このような認識のもと、当協会は、各主体とより緊密に連携しながら、先進的事業の推進、きめ細かな情報提供やコーディネート役割を積極的に果たしていきます。

(1) 外国人住民の動向の注視

少子高齢社会を迎え、労働力不足による外国人労働者の流入等により本県の外国人住民は増加し続けるものと考えられます。今後も、全国的な傾向、他県の状況、国の施策の動向にも留意していく必要があります。

本県の外国人住民の約半数を占めるのは、滞在年数 10 年以上であり、主に「日本人の配偶者等」や「永住者」と考えられます。今後、子どもの教育、親の介護、さらには自分自身の老後など、それぞれのライフステージに応じて、抱える課題も多様化していくものと考えます。

また、「20～29 歳」代の増加は、ベトナムの「技能実習」生の増加と推定されますが、技能実習生の中には、将来的には「特定技能」への移行する可能性も一定数出てくるものと想定されます。それに伴い、就労に関するだけでなく、結婚や出産、さらには生活している地域との関わり方など、抱える課題も多様化していくものと考えます。

言語に関しては、「福島県外国人住民に対するアンケート調査」にもあるとおり、ある程度の日本語を使いながら生活していることから、行政サービス等の提供において、より分かりやすい日本語の活用も有効です。他方、日本語に不自由している外国人住民が依然として多くいるので、多言語で案内表示や情報提供することも必要です。

日本語や日本の生活習慣を理解している外国人住民も増えてきています。このような外国人住民は、外国人住民に対する支援の担い手だけでなく、地域づくりの担い手としても活躍できる人材となっています。

また、原発事故から 10 年経過しても、「原発事故・放射能」に不安も抱えており、引き続き正確な情報発信が必要です。

(2) 多様な情報伝達手段及び交流機能の活用

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新しい生活様式」が叫ばれ、様々な生活の場面でオンラインツールが活用されています。福島県の広域性に鑑みれば、人の移動を伴わないオンラインを活用した事業は、より多くの県民が事業に関われるばかりではなく、海外とのつながりもより身近なものになる可能性を示しています。

また、今後は、外国人住民を含めた県民への情報提供については、紙媒体やホームページ等に留まらず、フェイスブックやツイッター、LINE など多様な SNS の機能を活用し情報の受け手の実態にあった情報提供を検討していきます。

(3) 総務省「地域における多文化共生推進プラン」との整合性

総務省は、「国推進プラン」の改訂に関する通知の中で「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」として、以下の4つを示しています。

- ア 「コミュニケーション支援」として、多言語化や相談体制、日本語教育の推進等
- イ 「生活支援」として、教育、労働、医療等
- ウ 「意識啓発と社会参画支援」として、多文化共生の意識啓発や外国人住民の社会参画支援等
- エ 「地域活性化の推進やグローバル化への対応」として、外国人住民との連携・協働による地域活性化や留学生の就職促進等

当協会の役割や、これまで蓄積してきた国際交流に関する知見とネットワークを効果的に地域社会に還元していくためには、多様な主体に共通な(ア)と(ウ)を中心に取り組み、それらによって(イ)及び(エ)を主管する各専門機関等と多様な主体が連携し、それぞれの取組がより円滑に進むよう、事業展開を図っていくことが必要であると考えます。以上のことから、第5期運営基本計画の4つの基本方針を再編成し、以下のとおり2つの基本方針を定めました。

2 基本方針

基本方針1 より円滑なコミュニケーションを推進します。

外国人住民も、地域に暮らす生活者であり担い手である一方、言葉や文化的背景の違いがあり、地域で暮らす上で、必ずしも、情報が十分に伝わっておらず、そのことが地域生活のルールへの理解不足などとなり、軋轢を生じさせる可能性があります。

そこでこれらの問題を軽減するために、多言語による情報提供をはじめとした様々な取り組みを通じて、外国人住民とのより円滑なコミュニケーションを推進していきます。

(1) 多言語による相談体制と情報提供

外国人住民に対して、生活する上で抱える様々な課題の解決に向けて多言語による相談窓口の充実を図ります。

外国人住民に向けて、多様な情報発信ツールを活用して、やさしい日本語を含めた多言語による行政・生活情報を効果的に発信します。

- ア 相談対応
- イ 情報提供
- ウ 復興する「ふくしま」の発信

(2) 日本語学習の機会の提供

外国人住民の日本語学習意欲に応えるため、日本語学習支援者の育成と県内各地における多様な形の日本語教室開設に向けた支援を行います。

- ア 日本語学習支援者の育成
- イ 日本語教室開設に向けた支援

(3) 社会生活に必要な学習の機会の提供

外国人住民に対して、地域社会のルールや防災・防犯などを学ぶ機会の充実を図ります。

また、将来の地域社会の重要な担い手である外国の子どもが、学校への早期適応が図れるよう、教育委員会と連携して、確実に学習機会が保障されるよう支援します。

- ア 外国人住民の生活オリエンテーション
- イ 外国の子どもの学校への早期適応支援

基本方針 2 多文化共生の更なる意識の醸成と外国人住民の地域社会への参画を促進します。

地域社会における少子高齢化及びそれに伴う労働力不足の現状において、本県にも多くの外国住民が暮らしています。言葉や文化的背景の違う外国人住民といかに共生していくかということが重要な地域課題です。

さらに、外国人住民は、多様な言語と価値観、母国とのネットワークなどを持っており、地域づくりの活力となる可能性を秘めています。

こうしたことから、外国人住民との相互理解を通じて多文化共生の意識の醸成を図ります。また、外国人住民が地域づくりの担い手として参画できるよう市町村や関係団体等に情報提供していきます。

(1) 多文化共生の更なる意識の醸成の機会の提供

様々な機会を捉えて多文化共生についての理解促進を図り、地域社会全体への浸透に努め、外国人住民との相互理解の推進に繋がります。

- ア 多文化共生の意識の啓発と醸成
- イ やさしい日本語の普及

(2) 外国人住民の地域社会への参画促進

県内各地の活躍している外国人住民を発掘し、紹介しながら地域社会でさらに活躍の場を広げられるよう支援します

- ア 活躍する外国人住民の発掘・周知
- イ 復興する「ふくしま」の発信（再掲）

3 指標について

前計画では、数値目標を設定しましたが、当協会の事業を通じた取組だけでは達成できないものもあり、効果を測定することは困難でした。

したがって、今後は、事業の効果等を評価する適切な指標を検討していきます。

V 経営計画

第5期においては、特定資産の取り崩しを最低限に抑えるなど、収支の維持に努め、県からの業務を積極的に受託しつつ、業務と経費の効率化を図ってきました。

今後も、低金利の影響により基本財産の運用益等の増収が見込めず、厳しい収支が継続するものと考えられます。このため、公益財団法人として適正な組織の運営を行い、事業実施にあたっては様々な工夫を行っていくことが求められています。

1 財源

当協会の運営の基本となる財源を確保するため、基本財産や特定資産については、定期預金への預け入れや国債、政府保証債等の購入などにより安全かつ確実な運用を行います。

必要に応じた特定資産の取り崩しなど内部資金の活用を適宜行い、民間団体の助成事業や、国、県等行政機関からの補助事業、業務受託等の外部資金を積極的に活用します。

当協会の基本方針や事業内容等について、わかりやすく広報する等の方法により県民の理解を得ることに努め、賛助会費や寄附金のさらなる獲得を目指します。

事業経費については、事業計画の段階から業務の効率化に配慮し、最少の予算で最大の効果が得られるよう努めます。

各関係機関との事業の協働実施に積極的に取り組むことにより、業務及び経費の効率化を図ります。

2 人員体制

第6期運営基本計画の基本方針を職員に浸透させ、組織全体として取り組んでいきます。

職員それぞれに応じた職務分担を整備するとともに、引き続き、相互に報告・連絡・相談できる風通しのよい組織体制づくりに努めます。

当協会の業務を遂行する上で必要不可欠なスキルや課題意識を持った職員の育成を行うため、他団体が主催する研修会等への参加を促します。

各事業の実施においては、不断の見直しを行い、業務量の適正化と柔軟な人員配置により、計画的な組織運営を目指します。

3 収支計画

(単位：千円)

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
運用収入	11,477	11,476	11,476	11,476	11,476
事業収入等	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485
県補助金等	39,050	39,050	39,050	39,050	39,050
外部資金	100	100	100	100	100
収入合計 (A)	53,112	53,111	53,111	53,111	53,111
事業費	49,944	49,195	48,945	48,695	48,446
管理費	9,554	9,411	9,363	9,315	9,267
支出合計 (B)	59,498	58,606	58,308	58,010	57,713
収支 (A-B)	△ 6,386	△ 5,495	△ 5,197	△ 4,899	△ 4,602
特定資産取崩	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

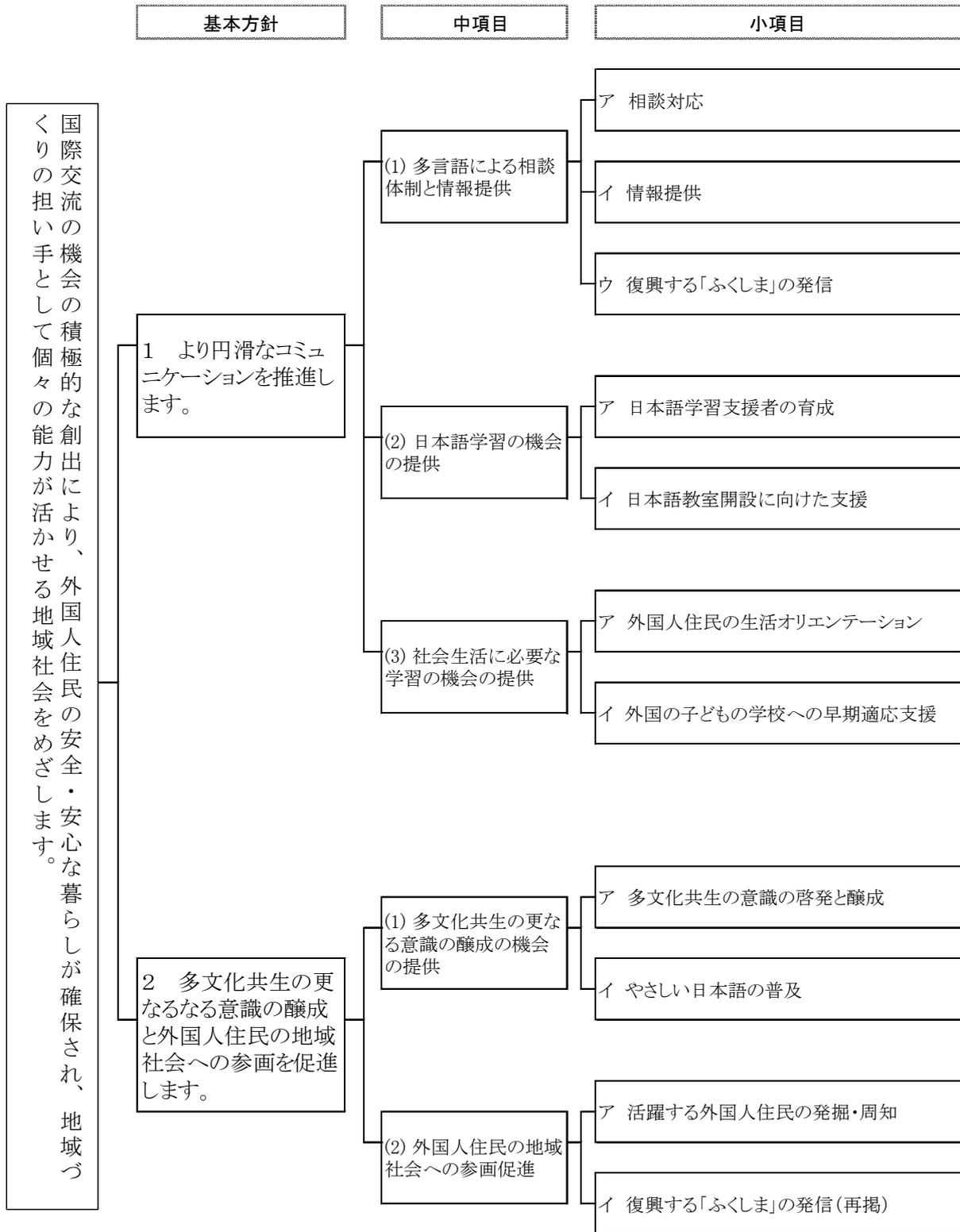
注：運用収入：基本財産運用益、特定資産運用益

事業収入等：受取会費、受取負担金、受取寄付金、雑収益

県補助金等：受取補助金等（県補助金、受託金）

外部資金：受取補助金等（民間助成金）

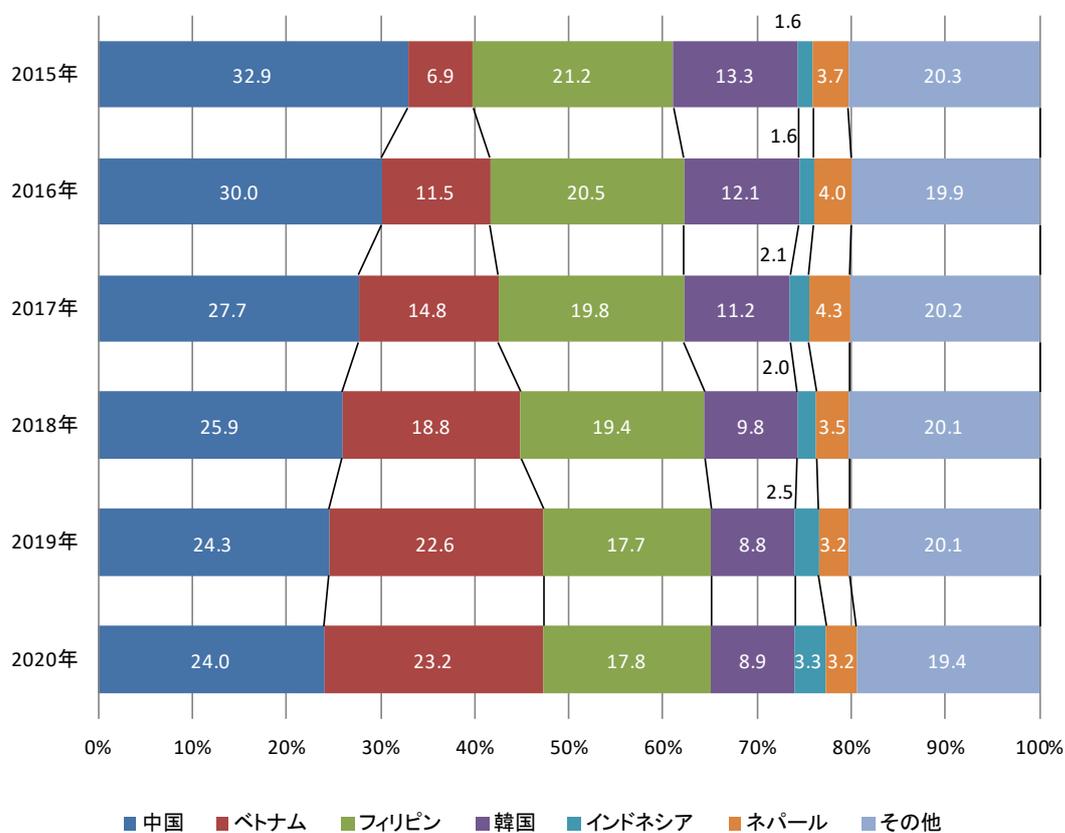
第6期運営基本計画における事業体系図



図表1 福島県における市町村別在留外国人人数及び総人口に占める外国人住民数比率

	2020年6月末現在		2015年12月末現在		外国人住民比率 の対2015年比 (A/B)
	人数	外国人住民数比 率(%) (A)	人数	外国人住民数比 率(%) (B)	
総数	15,411	0.82	11,052	0.57	1.44
1 福島市	2,007	0.72	1,694	0.59	1.22
2 会津若松市	950	0.80	686	0.56	1.43
3 郡山市	3,035	0.94	2,025	0.62	1.52
4 いわき市	2,890	0.90	1,913	0.58	1.55
5 白河市	727	1.20	521	0.83	1.45
6 須賀川市	443	0.58	298	0.38	1.53
7 喜多方市	261	0.55	184	0.37	1.49
8 相馬市	247	0.71	199	0.55	1.29
9 二本松市	399	0.74	311	0.55	1.35
10 田村市	340	0.94	284	0.73	1.29
11 南相馬市	481	0.80	286	0.45	1.78
12 伊達市	449	0.75	362	0.57	1.32
13 本宮市	252	0.83	148	0.48	1.73
14 桑折町	36	0.31	36	0.29	1.07
15 国見町	66	0.73	62	0.65	1.12
16 川俣町	140	1.08	98	0.68	1.59
17 大玉村	52	0.59	32	0.38	1.55
18 鏡石町	57	0.45	48	0.37	1.22
19 天栄村	78	1.39	52	0.87	1.60
20 下郷町	15	0.27	21	0.34	0.79
21 檜枝岐村	2	0.36	2	0.34	1.06
22 只見町	33	0.77	10	0.22	3.50
23 南会津町	78	0.51	68	0.40	1.28
24 北塩原村	43	1.58	22	0.74	2.14
25 西会津町	54	0.88	45	0.65	1.35
26 磐梯町	12	0.35	9	0.25	1.40
27 猪苗代町	62	0.44	68	0.45	0.98
28 会津坂下町	132	0.84	60	0.36	2.33
29 湯川村	8	0.25	9	0.27	0.93
30 柳津町	8	0.24	10	0.27	0.89
31 三島町	8	0.50	5	0.28	1.79
32 金山町	12	0.60	6	0.27	2.22
33 昭和村	4	0.32	5	0.37	0.86
34 会津美里町	52	0.26	36	0.17	1.53
35 西郷村	261	1.29	198	0.99	1.30
36 泉崎村	142	2.20	81	1.21	1.82
37 中島村	38	0.75	26	0.50	1.50
38 矢吹町	167	0.96	116	0.65	1.48
39 棚倉町	124	0.89	81	0.55	1.62
40 矢祭町	26	0.45	20	0.32	1.41
41 塙町	93	1.08	81	0.87	1.24
42 鮫川村	21	0.64	10	0.26	2.46
43 石川町	119	0.79	99	0.61	1.30
44 玉川村	78	1.17	61	0.88	1.33
45 平田村	141	2.34	103	1.57	1.49
46 浅川町	40	0.63	38	0.56	1.13
47 古殿町	59	1.14	47	0.81	1.41
48 三春町	67	0.39	60	0.34	1.15
49 小野町	162	1.62	69	0.64	2.53
50 広野町	60	1.25	27	0.53	2.36
51 楢葉町	49	0.72	25	0.34	2.12
52 富岡町	58	0.46	55	0.40	1.15
53 川内村	43	1.67	35	1.27	1.31
54 大熊町	41	0.40	47	0.44	0.91
55 双葉町	27	0.46	26	0.42	1.10
56 浪江町	48	0.28	47	0.25	1.12
57 葛尾村	10	0.71	6	0.41	1.73
58 新地町	54	0.68	41	0.51	1.33
59 飯館村	50	0.91	38	0.61	1.49

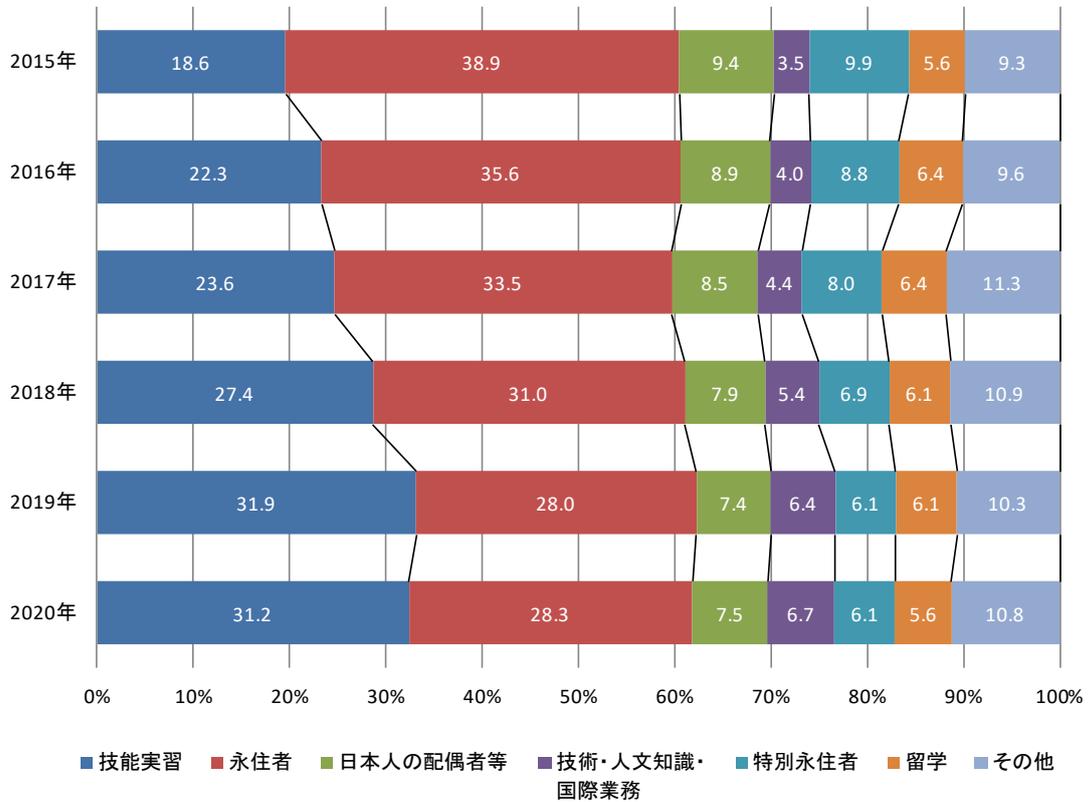
図表2 福島県における在留外国人の国籍別割合の推移



年	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	インドネシア	ネパール	その他	計
2015	3,641	759	2,348	1,473	411	172	2,248	11,052
2016	3,616	1,382	2,475	1,458	252	488	2,397	12,068
2017	3,595	1,921	2,565	1,455	263	560	2,618	12,977
2018	3,669	2,674	2,757	1,388	354	490	2,859	14,191
2019	3,783	3,512	2,749	1,372	515	503	3,125	15,559
2020	3,699	3,573	2,743	1,365	540	500	2,991	15,411

出典：法務省HP「在留外国人統計」より当協会作成。（注：各年は12月末。但し2020年は6月末現在。）

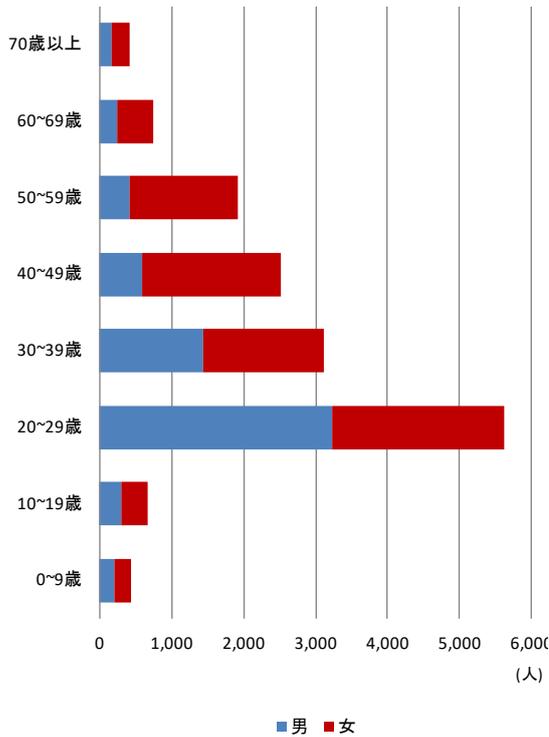
図表3 福島県における在留外国人の在留資格別割合の推移



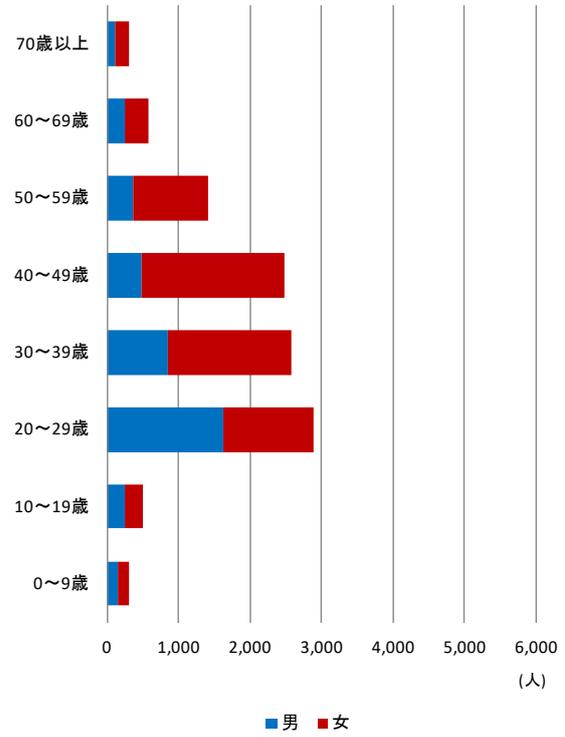
年	技能実習	永住者	日本人の配偶者等	技術・人文知識・国際業務	特別永住者	留学	その他	計
2015	2,058	4,300	1,036	384	1,097	615	1,562	11,052
2016	2,690	4,301	1,070	488	1,060	767	1,160	12,068
2017	3,060	4,350	1,101	566	1,033	836	1,460	12,977
2018	3,888	4,400	1,128	765	982	865	1,545	14,191
2019	4,958	4,355	1,156	1,002	943	946	1,601	15,559
2020	4,801	4,360	1,156	1,027	938	864	1,669	15,411

出典：法務省HP「在留外国人統計」より当協会作成。（注：各年は12月末。但し2020年は6月末現在。）

図表4-1 福島県における外国人住民の
年齢層 (2020年6月末現在)



図表4-2 福島県における外国人住民の
年齢層 (2015年12月末現在)

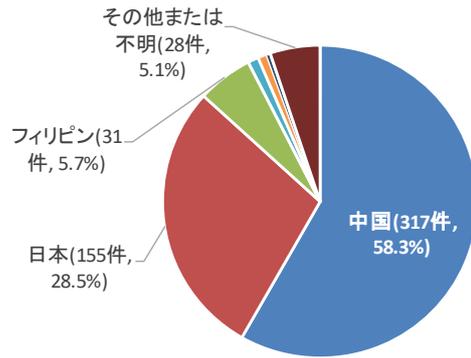


年齢層	男	女	計	%	対2015年比
0~9歳	212	217	429	2.8	1.0
10~19歳	309	349	658	4.3	0.9
20~29歳	3,230	2,389	5,619	36.5	1.4
30~39歳	1,446	1,670	3,116	20.2	0.9
40~49歳	581	1,934	2,515	16.3	0.7
50~59歳	409	1,507	1,916	12.4	1.0
60~69歳	238	501	739	4.8	0.9
70歳以上	164	255	419	2.7	1.0
計	6,589	8,822	15,411	100.0	

年齢層	男	女	計	%
0~9歳	154	156	310	2.8
10~19歳	245	253	498	4.5
20~29歳	1,622	1,264	2,886	26.1
30~39歳	862	1,711	2,573	23.3
40~49歳	489	1,992	2,481	22.4
50~59歳	377	1,034	1,411	12.8
60~69歳	248	335	583	5.3
70歳以上	115	195	310	2.8
計	4,112	6,940	11,052	100.0

出典：法務省HP「在留外国人統計」より当協会作成。(注：各年は12月末。但し2020年は6月末現在。)

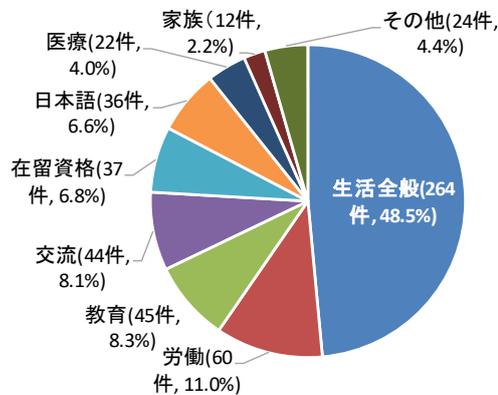
図表5 当協会「外国人住民のための相談窓口」における相談者出身国別相談件数



相談者出身国	2019年度(件)	(%) (A)	2015年度(件)	(%) (B)	対2015年度比 (A/B)
中国	317	58.3	196	45.1	1.3
日本	155	28.5	183	42.1	0.7
フィリピン	31	5.7	22	5.1	1.1
韓国	0	0.0	8	1.8	0.0
ベトナム	6	1.1	1	0.2	4.8
アメリカ	5	0.9	0	0.0	0.0
ブラジル	2	0.4	3	0.7	0.5
その他または不明	28	5.1	23	5.3	1.0
合計	544	100.0	435	100.0	1.3

出典：(公財)福島県国際交流協会事業[各年]「報告書」より当協会作成。

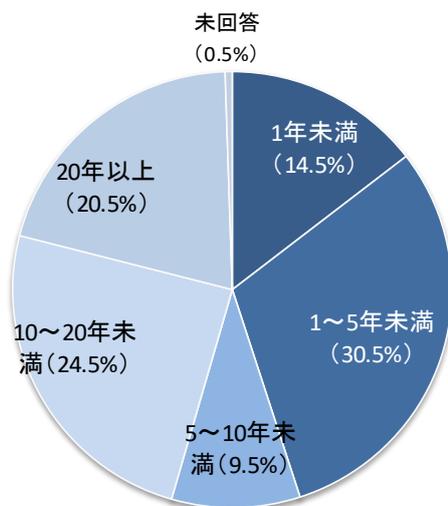
図表6 当協会「外国人住民のための相談窓口」における相談内容別相談件数



相談内容	2019年度(件)	(%) (A)	2015年度(件)	(%) (B)	対2015年度比 (A/B)
生活全般	264	48.5	121	27.8	1.7
労働	60	11.0	15	3.4	3.2
教育	45	8.3	20	1.8	4.6
交流	44	8.1	93	21.4	0.4
在留資格	37	6.8	40	9.2	0.7
日本語	36	6.6	71	16.3	0.4
医療	22	4.0	31	7.1	0.6
家族	12	2.2	19	4.4	0.5
その他	24	4.4	25	5.7	0.8
合計	544	100	435	100.0	1.3

出典：(公財)福島県国際交流協会[各年]「事業報告書」より当協会作成。

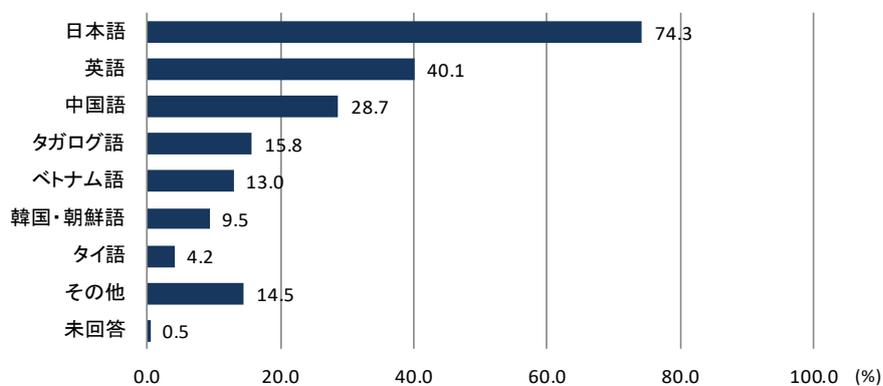
図表7 福島県の外国人住民の在住年数



滞在年数	人数	(%)
1年未満	83	14.5
1年以上5年未満	174	30.5
5年以上10年未満	54	9.5
10年以上20年未満	140	24.5
20年以上	117	20.5
未回答	3	0.5
計	571	100.0

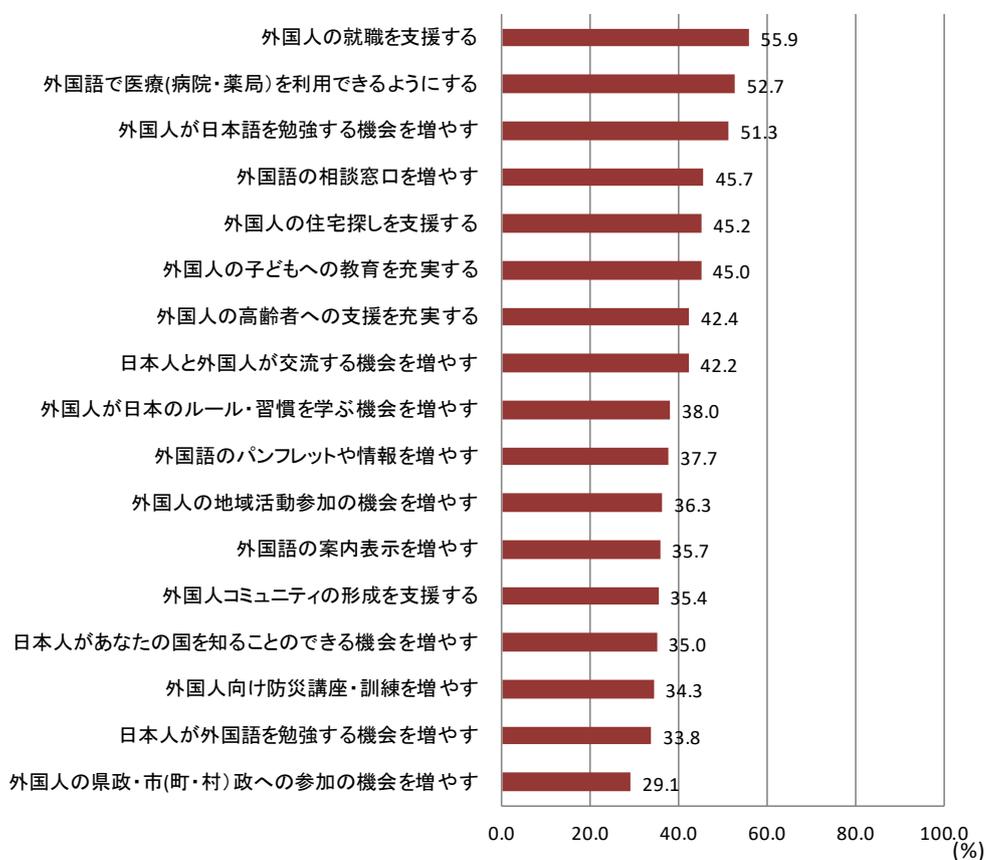
出典：福島県[2020]「令和元年度福島県外国人住民アンケート調査」より当協会作成。

図表8 福島県の外国人住民が[※] ニュースを聞いたり、新聞を読んだりして理解できる言語(母語を含む)(複数回答可、n=571)



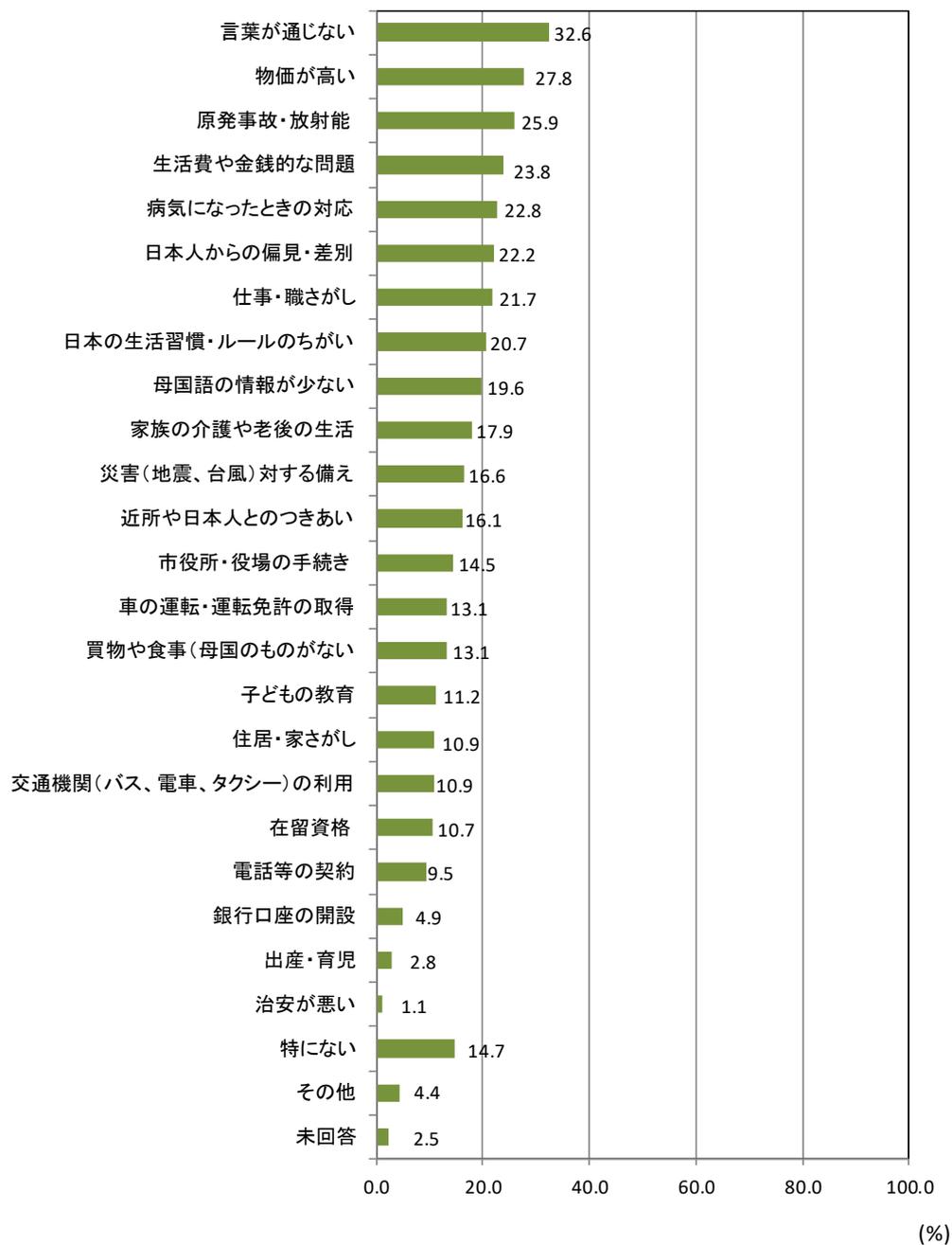
出典：福島県[2020]「令和元年度福島県外国人住民アンケート調査」より当協会作成。

図表9 福島県の外国人住民が外国人も暮らしやすい福島県にするために、各項目において県や市町村に「強く望む」割合 (n=571)



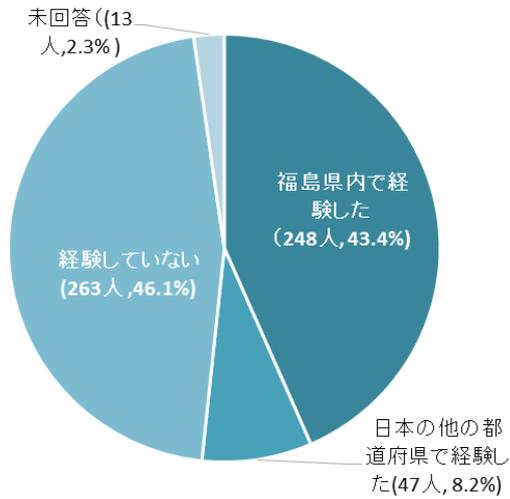
出典: 福島県[2020]「令和元年度福島県外国人住民アンケート調査」より当協会作成。

図表10 福島県の外国人住民が日常生活で困っていることや不安に感じていること(複数回答可、n=571)



出典：福島県[2020]「令和元年度福島県外国人住民アンケート調査」より当協会作成。

図11 東日本大震災の経験



出典: 福島県[2020]「令和元年度福島県外国人住民アンケート調査」より当協作成。

図表12-1 福島県における外国人コミュニティ

	団体名	出身国	所在市町村	設立年
1	チームブラジル	ブラジル	福島市	2005
2	郡山中国帰国者の会	中国	郡山市	2009
3	HAWAK KAMAY FUKUSHIMA	フィリピン	福島市	2011
4	福島華僑華人総会	中国	いわき市	2011
5	つばさー日中ハーフ支援会	中国	須賀川市	2011
6	Iwaki Filipino Community	フィリピン	いわき市	2011
8	日中文化ふれあいの会 幸福	中国	郡山市	2013
7	福島多文化団体「心ノ橋」	中国	いわき市	2014
9	福島中国伝統文化愛好会	中国	福島市	2014
10	福島日中友の会	中国	喜多方	2016
11	Komunitas Fukushima Indonesia	インドネシア	福島市	2017
12	在福島ベトナム会	ベトナム	郡山市	2019
13	桃花会	ベトナム	福島市	2019

出典: (公財)福島県国際交流協会HPより当協作成。

図表12-2 福島県における外国人住民が代表を務める団体

	団体名	出身国	所在市町村	設立年
1	ルワンダの教育を考える会	ルワンダ	福島市	2001
2	ふくかんねっと	韓国	福島市	2006
3	エジプト日本友好会	エジプト	福島市	2012
4	レインボーハート福島	フィリピン	福島市	2014

出典：(公財)福島県国際交流協会HPより当協会作成。

図表12-3 当協会の外国出身サポーター数

年度	外国出身サポーター数(A)	全サポーター数(B)	割合B/A(%)
2016	36	106	34.0
2017	57	156	36.5
2018	63	205	30.7
2019	72	246	29.3
2020	74	262	28.2

出典：当協会作成。

図表13 福島県における非営利の日本語教室

年度	日本語教室数	(内、新規)	(内、休止中)	日本語教室がある市町村数(A)	全市町村における(A)の割合(%)
2016	33(1)	0	1	20	33.9
2017	32(1)	1	1	20	33.9
2018	31(3)	2	3	20	33.9
2019	38(1)	2	1	22	37.3
2020	34(3)	0	3	20	33.9

出典：福島県[各年]「福島県の国際化の現状」より当協会作成。